

申立てに必要な書類等のチェック表①

申立てに必要な書類等のチェック表①

1 申立書類及び費用など

<input type="checkbox"/>	①	申立書	家庭裁判所に定型用紙があります。 52～53ページの記載例をご参照ください。
<input type="checkbox"/>	②	申立事情説明書	家庭裁判所に定型用紙があります。 56～58ページの記載例をご参照ください。
<input type="checkbox"/>	③	収入印紙800円分 (400円×2枚)	※ 保佐、補助では、同意権、代理権付与の申立ての有無によって、更に必要な場合があります。
<input type="checkbox"/>	④	収入印紙2,600円分 (2,000円×1枚, 600円×1枚)	
<input type="checkbox"/>	⑤	郵便切手 後見 3,910円分 保佐、補助 4,910円分	後見 500円×4枚, 82円×15枚, 50円×10枚 10円×15枚, 5円×4枚, 2円×5枚 保佐、補助 500円×6枚, 82円×15枚, 50円×10枚 10円×15枚, 5円×4枚, 2円×5枚
<input type="checkbox"/>	⑥	鑑定費用 (鑑定連絡票に記載された金額)	鑑定に伴う医師への報酬です。 申立後の振込みでもかまいません。 ※ 補助開始では事前納付の必要はありません。

2 申立人についての書類 ※申立人が候補者となる場合は、4の書類も必要です。

<input type="checkbox"/>	⑦	戸籍謄本	本籍地の役場で発行。郵便取寄せもできます。
--------------------------	---	------	-----------------------

3 本人(判断能力が不十分な人)についての書類

<input type="checkbox"/>	⑧	戸籍謄本	⑦と同じ
<input type="checkbox"/>	⑨	戸籍附票または住民票	戸籍附票は本籍地役場で、住民票は住民登録先の市区町村役場で発行。
<input type="checkbox"/>	⑩	登記されていないことの証明書	最寄りの法務局又は地方法務局(法務局の支局や出張所では取り扱っていない)。
<input type="checkbox"/>	⑪	成年後見用診断書	医師に作成してもらう。定型診断書用紙は家庭裁判所で配布。
<input type="checkbox"/>	⑫	本人所有財産の目録	家庭裁判所に定型用紙があります。 63～67ページの記載例をご参照ください。
<input type="checkbox"/>	⑬	本人収支予算表	家庭裁判所に定型用紙があります。 68ページの記載例をご参照ください。
<input type="checkbox"/>	⑭	財産・収支についての資料	チェック表②を参照のこと。
<input type="checkbox"/>	⑮	本人事情説明書	家庭裁判所に定型用紙があります。 59～60ページの記載例をご参照ください。

4 成年後見人や保佐人、補助人の候補者についての書類

<input type="checkbox"/>	⑯	戸籍謄本	⑦と同じになる場合は1通でかまいません。
<input type="checkbox"/>	⑰	戸籍附票または住民票	⑨と同じ
<input type="checkbox"/>	⑱	登記されていないことの証明書	⑩と同じ
<input type="checkbox"/>	⑲	後見人等候補者事情説明書	家庭裁判所に定型用紙があります。 61～62ページの記載例をご参照ください。

提出の有無
を確認して
ください。